

岩手県告示第186号

県立スケート場条例（昭和47年岩手県条例第27号）第6条第2項の規定により、岩手県営スケート場の利用料金を次のとおり承認した。

令和7年3月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 個人使用の場合にあつては、表1に掲げる額
- 2 貸切使用の場合にあつては、表2に掲げる額
- 3 利用料金の適用年月日

令和7年4月1日

表1 個人使用の場合の利用料金

区 分		小学校児童及び中学生 校生徒	高等学校生徒及び学 生	一 般
普通利用料金（1回につき）		円 170	円 520	円 740
回数利用料金（6回につき）		900	2,660	3,730
定期利用料金（1シーズ ンにつき）	競技関係者	3,670	10,720	14,950
	その他の者	7,330	21,430	29,900
附属の設備の利用料金	靴（1回につき）	140	450	610
	ロッカー（1回につき）	円 100		
	シャワー（1回につき）	100		

- 備考1 「競技関係者」とは、岩手県スケート連盟又は岩手県アイスホッケー連盟に登録している者をいう。
- 2 幼児に係る利用料金（附属の設備の利用料金を除く。）は、無料とする。
- 3 幼児に係る靴の利用料金の額は、小学校児童及び中学校生徒に係る靴の利用料金の額と同額とする。

表2 貸切使用の場合の利用料金

区 分		料金を徴収しない場合	料金を徴収する場合
アイスホッケーリンクの利用料金 （1面につき1時間までごとに）	土曜日及び休日	円 13,930	円 27,910
	その他の日	10,450	20,930
スピードスケートリンクの利用料 金（1時間までごとに）	土曜日及び休日	33,650	67,290
	その他の日	26,900	53,830
附属の設備の利用料金	放送設備（1時間までごとに）	750	1,530
	得点表示盤（1式につき1時間まで ごとに）	1,510	3,020
	照明設備	実費を基準として知事が定める額	

- 備考1 靴、ロッカー又はシャワーの使用をする場合は、これらの使用に係る利用料金の額は、個人使用の場合の利用料金の額と同額とする。
- 2 「料金を徴収する場合」とは、貸切使用をする者が、入場料、会費若しくはこれらに類する金銭を徴収する場合又は営業の宣伝その他これに類する目的をもって催しを行う場合をいい、「料金を徴収しない場合」とは、それ以外の場合をいう。

- 3 「休日」とは、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、12月29日から31日まで
の日並びに1月2日及び3日をいう。